

令和元年度

監査報告書

定期監査

留萌市監査委員

令和2年3月

定期監査報告

1 監査の対象部局

総務部（総務課・税務課）

地域振興部（政策調整課・農林水産課・経済港湾課）

市民健康部（社会福祉課・市民課・保健医療課・介護支援課・地域包括支援センター）

都市環境部（都市整備課・建築住宅課・上下水道課・環境保全課）

教育委員会（学校教育課・生涯学習課・子育て支援課・子ども発達支援センター・学校給食センター）

議会事務局

農業委員会

水道事業（上下水道課）

病院事業（総務課・医事課）

2 監査の実施期間

令和元年9月30日から令和2年2月27日

3 監査委員の除斥

益田克己代表監査委員については、平成30年度中、留萌市立病院事務部長として在任していたため、地方自治法第199条の2の規定により、留萌市立病院の監査について除斥した。

4 監査の範囲

平成30年度決算の一般会計・特別会計及び企業会計における「委託料」より支出された財務事務

5 監査の着眼点

- (1) 委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。
また、その効果の確認は行われているか。
- (2) 委託の相手方及び選定方法は適切か。
- (3) 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

- (4) 委託料の支出は適正な時期に行われているか。
- (5) 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。
- (6) 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
- (7) 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。
- (8) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

6 監査の方法

監査対象部局に対し、あらかじめ監査の範囲の委託業務名、委託の目的または理由、委託の効果、委託業者名、根拠法令等の提出を求め、関係書類及び諸帳簿等を監査するとともに、必要に応じて担当職員から事務の執行状況及び内容等の説明を受け実施した。

7 監査の対象

平成30年度決算における「委託料」支出業務の内、次の87件を抽出した。

単位：円

担当部等	担当課	事業名（契約名）	H30 決算額
総務部	総務課	一般廃棄物処理業務	790,512
		留萌市役所本庁舎清掃業務委託	1,690,200
		留萌市役所分庁舎清掃業務委託	614,520
		留萌市本庁舎等床洗浄ワックス清掃	299,160
		受水槽清掃委託	201,528
		留萌市例規類集整備業務	2,786,400
		会計年度任用職員制度移行支援業務委託	885,600
	J-A L E R T受信機更新設定委託業務	4,125,600	
	税務課	コンビニ収納対応業務委託	1,516,320
地域振興部	政策調整課	留萌市ふるさと納税推進業務委託	10,190,448
		書面発行等にかかる業務	779,940
	農林水産課	農村交流センターこさえーる受付管理業務	244,948
		幌糠農業・農村支援センターハウス栽培管理委託料	1,651,320
		千望台・るるもっぺ憩いの森給水施設管理業務	345,600
	経済港湾課	若者による地域ビジネス創出支援事業	3,005,640
		若者職業訓練講習ニーズ調査事業	493,560
観光ブランド向上販路拡大PR業務（4件）		1,121,952	
		留萌港岸壁等清掃業務	374,976
市民健康部	社会福祉課	留萌市生活困窮者世帯の子どもの学習支援事業業務委託	81,488
		生活保護レセプト点検等業務	690,120

担当部等	担当課	事業名（契約名）	H30 決算額
市民健康部	市民課	マイナンバーカード等の記載事項の充実に係る住民記録システム改修業務	621,000
		平成30年度国民健康保険被保険者証アウトソーシング（被保険者証更新）業務委託（2件）	432,000
		平成30年度特定検診受診勧奨業務委託	1,848,470
		後期高齢者医療保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修	1,714,608
	保健医療課	はーとふる施設管理業務	636,157
		特殊建築物定期報告作成業務委託	156,600
		へき地医療バス運行業務委託	97,825
		るもい地域住民健康づくり啓発強化事業	2,498,462
	介護支援課	介護システム制度改正対応（平成30年8月施行）	942,840
	地域包括支援センター	留萌市給食サービス業務（2件）	1,971,864
介護教室業務委託		499,613	
都市環境部	都市整備課	留萌市明元町駐車場管理業務	510,969
		留萌市船場公園の新たな利活用方策の検討支援に関する覚書	337,821
	建築住宅課	市営住宅駐車場管理業務（25件）	2,706,000
	上下水道課	留萌浄化センター周辺臭気環境調査業務	3,996,000
		留萌浄化センター汚泥分析業務	232,200
	環境保全課	留萌市自動車騒音測定評価業務	583,200
		有害鳥獣駆除業務	250,000
		有害鳥獣緊急捕獲業務	837,000
教育委員会	学校教育課	小学校屋外運動場整地業務委託	572,400
		中学校屋外運動場整地業務委託	280,800
		フッ化物洗口液作成業務委託	254,016
	生涯学習課	子どもの体力アップ推進事業業務委託	611,280
		アスベスト等飛散物の繊維数濃度測定業務委託	76,680
		留萌市温水プール ボイラー・空調設備等保守点検業務	650,160
	子育て支援課	ファミリーサポートセンター業務委託	3,559,140
		平成30年度青少年健全育成事業委託	959,040
	子ども発達支援センター	留萌市幼児療育通園センター機械警備業務	108,000
	学校給食センター	留萌市学校給食センター食品残留農薬検査業務委託	125,280
留萌市学校給食センター食材細菌検査業務委託		56,160	
議会事務局	議会ICT業務	2,459,160	
農業委員会	留萌市農地情報管理システム保守点検委託	108,000	
水道事業	上下水道課	機械設備保守点検業務	3,564,000
		沖見配水場管理業務	15,033,600
病院事業	総務課	市立病院清掃業務委託	35,244,720
		市立病院施設管理委託業務	74,304,864
		院内カーテン等保守委託業務	1,944,000
	医事課	島津製X線FPDTV装置保守	3,240,000

8 監査の結果

監査結果は次のとおりであり、事務処理に関して一部改善・検討を要す

る事項が見受けられた。

なお、各部局における事務処理上留意すべき個別事項については、2月26日、27日に実施した講評の中で指導したので記述を省略する。

(1) 契約書について

① 契約書の記載事項について

留萌市契約規則第28条第3項（病院事業は留萌市立病院契約規程第29条第3項）に規定された項目が網羅されていないものが多数見受けられた。このことについては、これまでも継続的に指摘している事項である。必要な項目について再度確認を行い、漏れが生じないよう契約書の作成にあたられたい。

また、総務課の定めた標準様式使用についての指導を望むとともに、受託者が用意した契約書様式を使用する場合には、受託者と十分に協議を行い、契約規則等において定めることとされた事項が確実に記載されるよう要望する。

② 契約内容の履行について

通知・報告等については、総務課が定めた契約書約款標準様式第2条（指示等の書面主義）に規定されていることから、書面により行うとされているが、業務処理責任者等の通知、報告書の検査結果通知などの未通知が多数見受けられた。

また、再委託の承諾手続きが行われていないもの、再委託の承諾について通知されていないものも見受けられた。

契約書締結の際は、契約内容と実際の業務内容との照合を十分に行い、契約書に記載されている事項についての確実な履行を望むとともに、チェック体制の構築を図るなど契約履行の進捗管理が実施されるよう対策を講じられたい。

③ 報告書類の提出について

報告書類の未提出や契約期間・会計年度終了後に提出されているものが見受けられた。

報告書類等は委託業務が適正に行われているかを確認・判断するために必要なものであることはもちろんであるが、支出手続きを行う上でも重要な書類である。契約書等と照合し、未提出の書類はな

いか十分な確認を行い、確認作業にあたっては、受託者への指導にも重点を置きながら適切な対応にあたられたい。

また、提出を求めている書類についても必要であるかどうか、精査・整理を検討されたい。

(2) 契約手続きについて

① 見積合せ等執行伺について

入札保証金・契約保証金の法令根拠適用号について、要件を満たしていないもの、対象外であるのに記載されているもの、未記載のもの等が見受けられた。執行伺作成の際には、入札保証金・契約保証金が必要な契約であるか、適用した免除理由は正しいかなどを確認し適切な事務処理を望む。

② 予定価格調書について

予定価格が 30 万円を超えない場合、予定価格調書の作成は省略できるが、その場合であっても予定価格積算書等により予定価格を定めなければならない。「予定価格調書作成を省略」として、予定価格が未記載・未設定のもの、また、予定価格調書が会計年度開始前に作成されているものが見受けられた。契約マニュアル等を参照し、適正な事務処理を望む。

③ 随意契約理由について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項により随意契約のできる場合を列挙しているが、その理由について第 2 号（性質・目的が競争入札に適さないもの）としているものがほとんどであった。適切なものもあったが、第 1 号（留萌市契約規則第 26 条で定める金額以下のもの）や第 6 号（競争入札が不利なもの）の選択が適切であるものも見受けられた。「どの号を適用すべきか」、「適用とした理由は正しいか」、あらためて確認を行い、随意契約理由の根拠の適正化を図られたい。

④ 公募型プロポーザル方式等による手続きについて

当該契約年度（平成 30 年度）以前に執行された公募型プロポーザル方式により選定した受託者を、再度当該年度に随意契約しているものについて、予定価格調書の作成など一連の契約事務が省かれて

いた。今後、同様の方式による契約実施に備えて、契約規則上の運用見直しが必要である。

(3) 委託料の支払いについて

見積書徴取通知では「部分払いを認めない」としているが、実際の支払いは部分払いや分割払いをしているなど、見積書徴取通知や契約書の内容と実際の支払いとが矛盾しているものが見受けられた。見積書徴取通知等の作成にあたっては支払方法に矛盾が生じないように精査されたい。

(4) その他

① 通知等の庁内基準の検討について

業務担当員や業務処理責任者等の要・不要、発注者・受注者間の通知の方法など、担当課の恣意的判断により契約内容が決定され、庁内で統一されていない状況が見受けられた。契約の規模、期間、性質に応じた全庁的な基準の作成を検討されたい。

② 専決決裁区分の誤りについて

決裁区分について、専決者の誤りが見受けられたため、留萌市事務決裁規程を再確認し適正に事務処理願いたい。

9 まとめ

地方公共団体が締結する契約は、当該自治体の活動として行うものであり、法律の原理に基づくことが必要である。その目的は「公益」であり、公の秩序を維持するために一定の制限が必要であるため、「地方自治法」、「地方自治法施行令」、「留萌市契約規則」、「留萌市会計規則」等により手続きが定められている。

また、契約制度の公正確保、受注機会の均等及び価格の有利性の見地から、地方自治法では一般競争入札を原則としているが、「地方自治法施行令」で定める場合に該当するときに限り、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができるとされている。

このことから、契約に携わる職員は契約行為を通じて直接、地方公共団体の利害に関わる業務を担うことになるため、高い倫理観と公平性が求め

られ、関係法令等に基づき適正な事務手続きを行わなければならない。

そのため契約事務の執行にあたる職場では、①契約事務手続きの知識取得や理解がされているか。②随意契約の根拠、理由は適切か。③仕様書の作成、予定価格の積算が適正か。④契約書の記載事項に不備・漏れはないか。⑤最少の経費で最大の効果が見込まれているか。などの点に留意し、管理職員を含む複数職員でのチェック体制の強化・充実を図ることが重要である。

今後の事務にあたっては、今回の定期監査で示した指摘等の内容を十分に踏まえ、速やかに措置を講じるとともに、個々の職員があらためて契約に必要とされる手続きを再確認し、その重要性を理解した上で適正な事務処理にあたられたい。

組織における点検機能の強化に努め、公平で効率の良い事務の執行が図られるなど、地方自治法第2条第14項に規定される「住民の福祉の増進」と「最少経費による最大効果」の実現に向けた取組が推進されることを望むものである。